

広域クリーンセンター大田原
運転維持管理業務委託

一般仕様書

令和4年7月

那須地区広域行政事務組合

目 次

第1章 一般事項

- 第1条 目的
- 第2条 業務の範囲
- 第3条 業務の履行
- 第4条 運転管理
- 第5条 業務責任者等の選任
- 第6条 責任者等の職務及び資格
- 第7条 労務管理
- 第8条 教育・訓練等
- 第9条 提出書類
- 第10条 緊急事態発生時の対応
- 第11条 秘密等の保持
- 第12条 関係法令の遵守
- 第13条 検査の実施
- 第14条 損害賠償
- 第15条 業務の引継ぎ

第2章 業務要領

- 第16条 運転計画書等
- 第17条 運転操作
- 第18条 保守点検
- 第19条 修繕等
- 第20条 報告書等

第3章 管理費用範囲

- 第21条 支給・貸与物件等
- 第22条 受注者の負担費用
- 第23条 委託料の変更

第4章 雑則

- 第24条 廃棄物の取扱い
- 第25条 協議
- 第26条 その他

第1章 一般事項

(目的)

第1条 本仕様書は、那須地区広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が設置した広域クリーンセンター大田原（以下「施設」という。）でのごみ処理業務を適切に行うことを目的とする運転維持管理業務（以下「業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(業務の範囲)

第2条 本委託業務の範囲は、特記仕様書に掲げる設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検整備、修繕及びこれらに付随する一切の業務とする。

(業務の履行)

第3条 受託者（以下「受注者」という。）は、業務の公共的使命、社会的な重要性を十分に認識し理解して、施設の運転管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分に発揮できるよう契約書、仕様書、特記仕様書及び広域クリーンセンター大田原発電所保安規程（以下「保安規程」という。）その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

(運転管理)

第4条 施設の運転は、広域クリーンセンター大田原ごみ処理計画書及び運転計画書に基づき、施設の性能を十分に発揮させるよう効率的かつ経済的な運転を行うこと。

2 施設の運転管理にあたっては、公害防止関係法令及び特記仕様書に定める公害防止基準を遵守すること。

(業務責任者等の選任)

第5条 受注者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、業務責任者、副責任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、運転・保全の班長（以下「責任者等」という。）を選任しなければならない。

2 前項により選任された責任者等が、病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに責任者等を選任しなければならない。

(業務責任者等の職務及び資格)

第6条 責任者等の職務及び必要な知識経験等は、次のとおりとする。

- (1) 業務責任者は、施設に常駐し、発注者の指示に従い、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。
- (2) 業務責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。
- (3) 業務責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、発注者に報告し、その指示を受けるものとする。
- (4) 副責任者は、業務責任者を補佐し、業務責任者が事故又は不在の時にはその職務を代行する。
- (5) 業務責任者は、廃棄物処理技術管理者（ごみ処理施設）を有し、プロポーザル実施要領の「2参加資格」の（5）の要件に該当する施設と同等以上の施設における管理監督者として、3年以上の経験を有する者であること。
- (6) 副責任者は、プロポーザル実施要領の「2参加資格」の（5）の要件に該当する施設と同等以上の施設における5年以上の運転実務経験を有し、かつ、管理監督者として経験を有する者であること。

(7) 各班長は、ボイラー・タービン付焼却施設の運転実務経験及び同等施設の保全実務経験を有する者であること。(リサイクル班の班長を除く。)

(労務管理)

第7条 受注者は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法規を遵守すること。
- (2) 業務従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法規及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適正に配置し、作業の安全を第一義として、作業効率・作業能率の向上に努めること。
- (3) 受注者は、業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

(教育・訓練等)

第8条 受注者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練等を行うこと。受注者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導教育を行うこと。なお、搬入搬出者に対する指導及び啓発を行うため、接遇マニュアル等を作成し、定期的に業務従事者への教育を行うこと。

(提出書類)

第9条 受注者は、契約締結後速やかに、次の書類を発注者に提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務責任者等選任届
- (3) 業務従事者名簿
- (4) 資格取得者名簿
- (5) 資格責任者配置届出
- (6) 非常招集体制表
- (7) 安全衛生管理組織図
- (8) その他、発注者が指示する書類

2 前項に掲げた提出書類の記載事項を変更しようとするときは、変更届出書等を提出すること。

3 その他、発注者が指示する書類

(緊急事態発生時の対応)

第10条 受注者は、地震、台風等の災害時及び爆発、火災などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

2 受注者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して、適切な措置を講ずるとともに発注者へ通報すること。

3 受注者は、緊急事態発生時の対応措置について、発注者に書面で速やかに報告すること。

4 受注者は、災害廃棄物が発生した場合、発注者の指示に従い処理するものとする。

(秘密等の保持)

第11条 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、履行期間満了後又は解除後も同様とし、業務従事者についても同様の義務を負い、その責を免れないものとする。

(関係法令の遵守)

第12条 受注者は、業務の履行にあたっては、関係法令等を遵守すること。

(検査の実施)

第 13 条 受注者は、当月分の業務完了届を、翌月の指定された期日までに報告書等とあわせて提出しなければならない。

2 発注者は、受注者の業務の履行を確認するため、毎月検査を実施する。

(1) 書類検査 (第 20 条に規定する各種報告書等)

(2) その他、検査員の指示する事項

(損害賠償)

第 14 条 受注者は、本委託業務の期間中に発注者及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務の引き継ぎ)

第 15 条 受注者は、本委託契約締結後、速やかに現在の受注者から委託業務の引継を受け、委託業務の履行に支障を来すことないようにしなければならない。なお、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

2 受注者は、履行期間満了後又は解除後、新たな受注者が決定したときは、その者が円滑に委託業務を履行できるよう新たな受注者に対し、委託業務の引継ぎを行うものとする。

第2章 業務要領

(運転計画書等)

第16条 受注者は、特記仕様書に定める運転計画書、業務計画書、作業計画書、発電計画書等を作成し、速やかに発注者に提出すること。

(運転操作)

第17条 施設の運転は、運転計画書及び発注者が貸与する保安規程、運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書等に基づいて、適正にその業務を履行する。

2 発注者の実施する工事等に伴い、運転計画、方法の変更が必要な場合には、受注者は、発注者と協議して変更すること。

(保守点検)

第18条 受注者は、常に施設の保守管理に注意を払い、保守点検作業は、特記仕様書に基づいて、実施すること。

2 予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正に保管・管理を行うこと。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、受注者が責任をもって補充しなければならない。

(修繕等)

第19条 受注者は、保守点検作業時に発見した不良箇所や故障発生箇所を備付工具、補修原材料等を用いて、発注者の承諾を得て修繕すること。ただし、緊急を要する場合には、速やかに適切な措置を講ずるとともに、直ちにその状況を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 業務の履行上、受注者及び業務従事者の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を発注者に報告するとともに、すべて受注者の責任において処理すること。

(報告書等)

第20条 受注者は、特記仕様書に基づき、日報、月報、各種報告書等を作成し、指定された期日までに発注者に提出すること。

第3章 管理費用範囲

(支給・貸与物件等)

第21条 受注者が業務履行のため必要とする物件等で、発注者が支給及び貸与する物件等は次のとおりとする。

(1) 支給物件

- ア 電気、上下水道
- イ 薬品類（復水処理剤、消石灰、特殊助剤、アンモニア、防臭剤、キレート）
- ウ 事業用消耗品（購入単価が消費税等を含めて30万円を超えるもの）
- エ 焼却設備及び非常用電源に供する燃料

(2) 貸与物件

- ア 構内電話設備、拡声設備
- イ 保守点検用具、備付工具、工作用機器
- ウ 完成図書（運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書、機器図面、配置図、系統図など竣工図書類）
- エ 保安規程
- オ 重機（特記仕様書別紙9のとおり）
- カ その他発注者が必要と認めたもの

(3) 施設等の使用

- ア 運転管理に必要な各室、事務所、詰所、更衣室等
- イ 運転管理に必要な場内敷地（発注者との協議、承諾が必要）
- ウ 職員用駐車場（ただし、年度ごとに発注者が大田原市と協議の上、大田原市の承諾が必要）

2 受注者は、貸与された物件等のリストを作成し、発注者に提出すること。

3 発注者は、支給物件の使用状況について、必要に応じて受注者に報告を求めることができる。

4 受注者は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに効率的、経済的に使用しなければならない。

5 受注者は、これらの物件等の紛失、損傷等又は物件の不適正な使用があった場合には、受注者の責任において補充し、若しくは現状復旧しなければならない。

(受注者の負担費用)

第22条 次の費用、物件は受注者が負担する。

- (1) 業務に従事する者の給料、手当、福利厚生費等の人件費
- (2) 業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防塵マスク、各種安全用具及び生活用具類等の物件費
- (3) 業務に必要な外線電話の設備及び維持費
- (4) 業務に必要な事務用消耗品、通信運搬費、什器、事務用備品等
- (5) 特記仕様書別紙6に示す薬品類
- (6) 特記仕様書別紙6に示す事業用消耗品（購入単価が消費税等を含めて30万円以下のもの）
- (7) 特記仕様書別紙7に示す環境測定のコスト
- (8) 焼却灰等の搬出用車両（保険料等を含む）
- (9) 焼却灰等の搬出用車両及び発注者が貸与する重機に供する燃料

- (10) 発電設備の運転管理に要する気象情報システムに係るシステム利用料及び通信費
- (11) 保安規程に基づく電気設備の点検に係る費用（年次点検、月次点検等）
- (12) 前受注者からの引継ぎに係る費用
- (13) その他、支給、貸与物件以外の必要な費用

（委託料の変更）

第 23 条 発注者及び受注者は、契約期間中の賃金水準又は物価水準の著しい変動や、避けがたい運転条件の変更等の事由により、当初合意された委託料が総体として不適當になったときは、相手方に対して通知をもって委託料の変更を申し出ることができる。

- 2 発注者及び受注者は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 薬品類及び燃料に係る委託料の変更の条件及び手続き等については、別記 1 に定めるとおりとする。

第4章 雑則

(廃棄物の取扱い)

第24条 受注者は、廃棄物を私的に使用したり、場外へ持ち出したりしないこと。

(協議)

第25条 本仕様書及び特記仕様書の定める事項について疑義が生じた場合は、若しくは定めのない事項については、発注者と受注者との協議により決定する。

(その他)

第26条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、地元雇用を十分に配慮すること。

別記1

仕様書第23条第3項により、当初合意された委託料が総体として不適当になった場合の薬品類及び燃料に係る委託料の変更の条件及び手続き等について、詳細を次のとおり定めるものとする。

なお、委託料の変更に係る協議は、年度毎に行えるものとするが、発注者と受注者の協議により、年度間での調整が可能と判断された場合は、原則として年度間での調整により対応するものとする。

1 購入単価の上昇又は使用量の増加による委託料の増額

- (1) 購入単価の上昇又は使用量の増加に伴い、契約期間中の各年度2月末時点において、薬品類又は燃料の当該年度総支払予定額（以下「支払予定額」という。）が、見積内訳書に記載される当該年度見積額（以下「当初見積額」という。）に、その10%を加算した額を超過すると予想される場合、受注者は、毎年度3月10日までに委託料の変更を発注者に対して通知により申し出ることができる。ただし、見積内訳書の内容が妥当性に欠くと判断された場合は、協議には応じない。
- (2) 発注者は、前項の申出を受けた場合、市場単価や運転状況等を調査する。
- (3) 前項により、支払予定額が当初見積額を超過する原因が、受注者の責によるものではないと認められた場合、発注者と受注者は双方協議の上、支払予定額と当初見積額に10%を加算した額との差額について委託料を変更する。

2 購入単価の下落又は使用量の減少による委託料の減額

- (1) 契約期間中の物価水準の著しい変動による購入単価の暴落や、運転条件の大幅な変更（搬入量の著しい減少、長期に渡る停炉、設備機器の撤去等）のような特殊な事例を除き、委託料の変更は、原則として行わない。ただし、見積内訳書の内容が妥当性に欠くと判断された場合は、この限りではない。

(参 考) 委託料増額の場合の算出例

当初見積額	2,500,000円 (A)
支払予定額	3,000,000円 (B)
当初見積額+10%	2,750,000円 (C) = (A)*110%
委託料加算額	250,000円 ((B)-(C))